

消費者教育研究校報告書

愛知県立旭丘高等学校 加藤 敬之

1. テーマ設定の背景

人々が社会における活動範囲を広げるために契約が結ばれる。契約は互いの意思表示の合致により成立する。民法は市民社会のすべてのルールを決めてしまうのではなく、市民が自立的に自治をしていくことを前提にしている。そこには、「自分たちで社会をつくる」という考え方がある。こうした考えを持つ人々がつくる社会が市民社会である。市民社会では、個人として自分で決められる自由の範囲を広く認め、交換の約束（契約）という自分たちのルールを自分たちでつくって、自分たちでそれを守ることで、社会秩序が成り立っている。

民法が改正され、2022年4月から18歳以上が成年とされた。成年になると、親の同意がなくても自分の判断でさまざまな契約ができる。自分たちの自由の範囲が拡大されていく。たとえば、スマートフォンを契約し、大学との入学に関する契約もできる。

しかし、市民社会の一員として責任もともなう。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がある。また、インターネット上で商品を購入したり、販売したりするときにトラブルに巻き込まれることもある。ネット上の契約ではトラブルも多いが、契約を結んだ者はその責任を引き受けなくてはならない。だからこそ、リスクが高い契約について理解を深めておく必要がある。さらに、取引の安定性を図る観点から、たとえ契約者が利用規約をよく読んでいなくても、経済的合理性、効率性の観点から、いったん利用規約に合意したら、その内容が契約の内容になる場合もある。

ただし、ここには大きな問題がはらんでいる。当事者の帰責性がない事由が生じて契約を変更したいと思った場合は、公平性の観点から、契約の拘束力に関わらず、一度契約が成立しても、契約の取り消しが可能となる場合も認めるべきではないだろうか？本来、市民社会においては、個人の自由の範囲を広く認めていくという市民社会を構想したのにもかかわらず、経済的合理性、効率性の観点から、個人の自由の範囲が制約されてしまうことになる。

2. 21世紀の民法、および本授業デザインの視座

大村敦志『「民法0・1・2・3条」＜私が生きるルール＞』（大村，2007年，p.64）を参考に、民法について整理する。大村は以下のように民法を概括している。

- 19世紀型民法は、国民国家・統一国家のための民法
- 20世紀型民法は、社会国家・福祉国家のための民法…「財産権」中心
- 21世紀型民法は、「市民的権利＝公共空間」…「人格権」「人間の尊厳」中心

20世紀は、いわゆる先進国においては大量生産が可能になり便利・快適な社会が実現した。しかし、格差が助長し、環境問題など新たな社会課題が発生した。

21世紀の民法は、市民が共創して個々人の「人間の尊厳」を重視した、自分たちにとって生きやすい空間をつくり出すことが求められている。

3. 今回の授業内容を立案した意図

高校生が民法を学ぶことには、いくつかの重要な目的がある。今回は上記のテーマに基づき、特に以下の3点の資質・能力を育成することを目的とした。

- 「問題解決能力」 民法は、日常生活で発生するさまざまな問題を解決するためのルールを提供する。民法上で、事案の法的な解決を図ることは、問題を整理し、適切に処理する能力が養われる。
- 「公平と正義の実現」 民法は、私人間の権利と義務を規定し、公平で公正な社会を実現するための基盤となる。民法を学ぶことで、公正・正義について理解を深めることができる。
- 「リーガルマインド」 民法を学ぶことで、法的思考方法や視点が身につく、物事を多角的に捉える力が養われる。

民法は、社会生活を営む上で守るべき規範を提供し、個人や企業が法に基づいて行動するための指針となる。本校の民法の学習では、条文を知識として学ぶだけでなく、実際の事案の法律構成を考えることを通じて、個人の自由と社会秩序の安定の両立を図る思考能力の育成をめざす。

「問題解決能力」「公正と正義の実現」「リーガルマインド」などを、多くの市民が持つようになることが、市民が共創する消費者市民社会の実現につながるものと考え、今回の授業内容を立案した。

4. 取り上げる事案

高校生に身近な問題を事案に設定した。18歳成人の関係で、高校3年生は契約の主体となり、未成年者契約取消権を行使できなくなる。そのような状況下で、生徒に身近な事案を設定した。

(事案1) マルチ商法：契約をめぐるトラブルとして、マルチ商法は10代にとって大きな問題になることが予想される。

(事案2) 結婚式場予約契約のキャンセル：契約は権利だけでなく、責任を負う。長期間の契約をする場合には、解約条項を意識することが大切になる。

(事案3) 振袖レンタル事件：実際に社会問題になった「はれのひ振袖レンタル事件」を取り上げ、契約上のトラブルが起こった場合、民法上、どのような法律構成が可能なのかを考え、法的な問題解決を考える。本校の卒業式では振袖を着用する生徒がいる。また、成人式の振袖レンタルは、1年前からレンタル契約をする社会的状況になっており高校生に身近な事柄となっている。

5. 単元構想

時数	テーマ	内容
1時限目	市民社会と司法	民法の条文を学ぶ(教科書 p92~99)
2時限目	消費生活と契約 チケット転売を考えよう	消費者契約法による取り消し 契約における公平なルールの確立
3時限目	模擬立法をやってみよう	法律の制定と適用のしかた
(本時) 4時限目	事案に応じて法的な解決を図り、 リーガルマインドを育成しよう	事案をもとにした私法上での法的考察

6. 生徒の様子

1年生40名は、学習には意欲的に取り組み、グループワークに対しても積極的に取り組む生徒が多くいる。本時の授業では、4人が一つのグループになって活動する。

7. 授業計画及び取り組み

高等学校（公民科）科目「公共」学習指導案

特別講師 弁護士 榊原顕太郎

指導者 教諭 加藤敬之

- 1 日時・場所 令和6年11月13日（水）
- 2 学年 1年生（40名）
- 3 単元名 市民社会と私法（本時：単元の4時限目）
- 4 単元の目標 多様な契約が存在する市民社会において、私法には、公平なルールとしての役割と、当事者の利益を守るためにさまざまな事情を考慮して当事者が納得する結論を導き出すという意義がある。この意義を生徒が理解する。また、生徒が代表的な民法の条文を理解し、事案に対して法的な解決策を考えることができる。

5 本時の学習

- (1) 本時の目標 事案に応じて法的な解決を図り、リーガルマインドを高めよう。
- (2) 教材 『公共』（東京書籍） 『フォーラム公共2024』（とうほう）
- (3) 本時の指導計画

	学習内容	学習活動	指導上の留意点	評価の観点・評価の方法
導入 (5分)	【ねらい】 消費者市民社会をめざして、事案ごとに法的な解決をめざそう			
	消費者市民社会	消費者市民社会について理解する クーリングオフを理解する	クーリングオフの事例を確認	

展 開 (40分)	【事例1】 マルチ商法の対策について法的権利を考える。			代表者としての発言 代表者としての発言
	事案の検討 法的観点から検討	事案の理解 法的検討 弁護士の先生による解説	クーリングオフができる期間を過ぎた場合について説明	
	【事例2】 結婚式場予約契約のキャンセルをめぐり、公平な解決を図る。			グループワークへの取り組み姿勢
事案の検討 法的観点から検討	事案の理解 法的検討 弁護士の先生による解説	長期間の契約の特徴、相手方の利益も大切だということを伝える。		
ま と め 5分	【事例3】 振袖レンタル事件をめぐり、法的解決策を考える。			学習プリント
	事案の検討 法的観点から検討	事案の理解 法的検討 弁護士の先生による解説	債務不履行に加えて、不法行為709条での慰謝料請求を説明する。	
	消費者市民社会をめざして、契約締結の際に大切なことは何か？			
	まとめ・共有 振り返り	グループの代表者が、グループで出したアイデアを発表する。	代表的な意見を発表させる 学習プリントを回収する	

(4) 本時の評価規準

・まとめの評価規準 【思考・判断・表現】

「おおむね満足できる」状況 (B) と評価される例
・自分の考えについて理由をつけて述べることができる。
「十分満足できる」状況 (A) と評価される例
・自説と共に、他者の考えを踏まえ、自分の考えを複数の理由付けとともに、論理的に言及している。
「努力を要する」状況 (C) と評価される生徒の例と教師の指導
・問題点を理解することができない。→個別に質疑を行い、課題を把握するように促す。

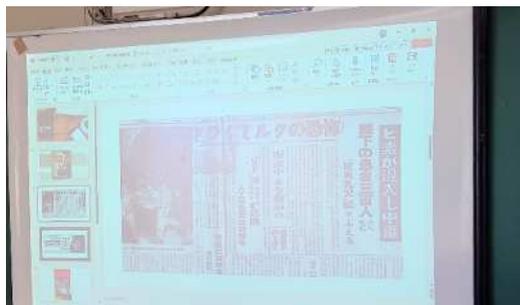
(5) 取り組み

・事前準備

・11月1日 1回目の授業での消費者問題を提示（森永と素ミルク事件）

【事前打ち合わせの内容】

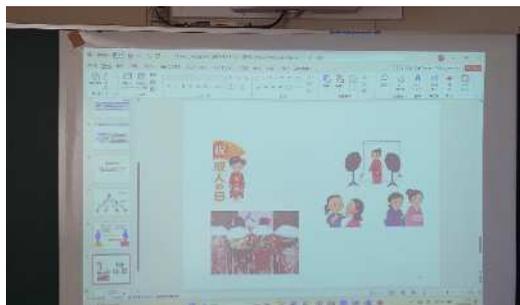
- 11月4日に榊原顕太郎法律事務所にて対面にて授業案をもとに打合せ
- 高校生が考える法的思考（リーガルマインド）について話し合う
- 資料の確認・修正



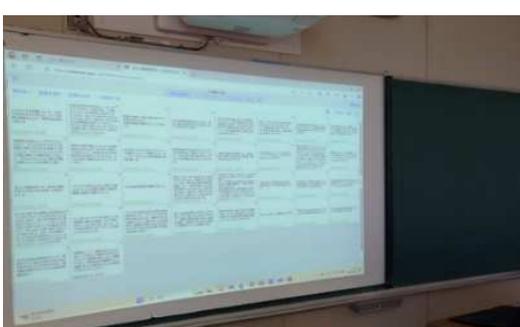
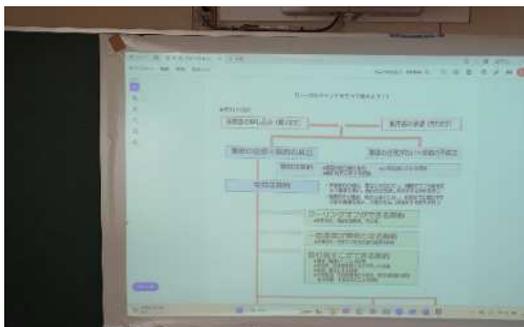
・11月13日 榊原顕太郎弁護士（愛知弁護士会）が御来校 ・特別講座 授業で事案の共有（振袖レンタル事件）



・民法の思考方法& 弁護士の先生による解説



・各自の消費者教育の振り返りを全員で共有

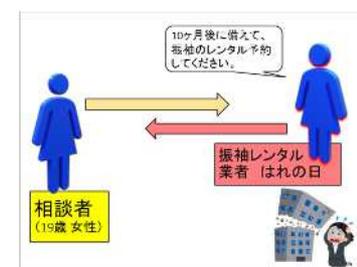
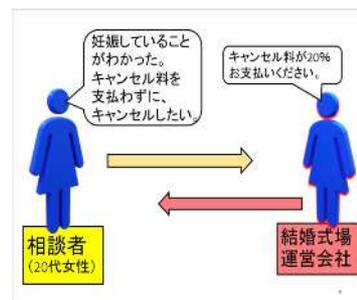


取引の方法が多様化するにつれて、悪徳商法がはびこり、高校生も被害者となる可能性が高まった。また、多様な取引は新たな課題を生んでいる。そこで、生徒たちは、4人のグループになり、各事案について考えた。事案ごとに、事案の理解、法的検討、弁護士の先生による解説、という流れをとり、各事案を考察した。

マルチ商法については、まず教員からビジネスモデルの仕組みについて説明した。マルチ商法のビジネスモデルについて知らない生徒も多く、高校生が巻き込まれるリスクがあることからすると、今後、高校レベルでも教材化すべき事案であるということが確認できた。授業では、生徒たちは、民法上の特定商取引法の連鎖販売取引として、特別法によって対策ができることを知った。また、契約を解約する際には、クレジットカードで購入している場合は、クレジットカードの会社との契約も、クーリングオフする必要性を学んだ。

次に、結婚式場予約契約のキャンセルの事案は、相談者が、1年半後の結婚式場を予約したのであるが、途中で妊娠していることがわかったため契約をキャンセルしたいという事案であった。事案について理解をすすめたあと、キャンセルの可否についてグループで話し合いが行われた。

生徒たちは、この場合、クーリングオフができないことや、契約の取り消し・無効を主張できないことを前提に、妊娠という無過失なことを理由としてキャンセルをしたいという立場に理解を示しながらも、結婚式場運営会社の利益も守る必要があることに気がついた。したがって、相談者のみの利益を守ることはできなくなり、社会的公平という価値観にもとづいて妥当な結論を導き出す必要性に気がついた。そして、長期間の契約に関しては、トラブルを避けるためにも事前に契約条項を設定する必要があることを学んだ。また、キャンセルしたい理由が相談者の事情だから契約書通りだとしても、キャンセル料が高すぎる場合は、公平性の観点から、キャンセルできる可能性を知った。



最後の、振袖のレンタル事件（はれのひ振袖レンタル事件）については二つの点から考えた。一つ目は、たとえ事前に細

かな契約条項をつけたとしても、消費者契約法第8条〔事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効：事業者の損害賠償責任の全部を免除する規定は無効（1項1号・3号）、事業者に故意・重過失がある場合には、責任の一部限定規定も無効（1項2号・4号）〕を踏まえ、たとえ契約時に免責の特約条項をつけていたとしても、契約の公平性の観点や、消費者を守る観点から、消費者契約法に基づいて契約条項が無効になる場合があることを学んだ。したがって、本事案では免責条項があったとしても契約は有効であり、相談者は振袖レンタルを要求できる。

もう一つは、そもそも債務不履行により損害賠償を請求できるとしても、実質上どのように相談者を救済し得るのか？を考えた。当然、債務不履行に基づく損害賠償請求ができるし、民法709条の要件を満たせば、法律上保護される権利侵害として損害賠償や、慰謝料を請求することができる。さらに、民法での責任追及にとどまらず、刑法での刑事責任を追及できる可能性があることを学んだ。

もっとも、債務者に弁済能力がない場合も考えられる。法的には被害者保護の観点から、分割払いでまだローンの残額が残っている場合、割賦販売法では、成人式の日にはサービスを提供しなかった等の理由から、売買契約を解除して、ローンの残額の支払いを拒むことが認められる場合（抗弁の接続）があることを、生徒たちは学んだ。

8. 生徒の感想

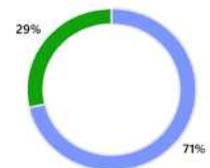
- ・どんな時も慎重になって、本当に公正かなどを考える。すぐに情報を鵜呑みにせず物事を批判的に捉える。
- ・全ての法律を学校で教えることができないからこそ、自分の身を守る必要最低限の法律と、その法律を使って身を守る方法を学ぶ必要がある。
- ・消費者は自分の身を守る法律をよく理解しておくことで、売り手が不法な商法をしていることを見抜き訴えることができる。
- ・正しい知識を身に付けることが大切。ただ、身に付けるだけでなく、実際に問題が起きた時に適切な判断、対処ができるように根本から理解することが必要である。

- ・トラブルに巻き込まれる時は、基本、突然のことで、そこでいきなり判断を求められても、判断を下すのは難しいから、誰でもいつでも適切かつ柔軟に判断できる力を持つるようになるための中高での教育が大切だと思う。
- ・売り手と買い手の情報の非対称性をどうにかしてなくそうと努力することが大切だと思う。売り手の発言を全て鵜呑みにすることなく、しっかりと自分の考えや思いを持って人の意見に流されず、それに沿った買い物をすることが大事だと思う。また、何か問題があったら法律を知っておくことで、どんな状況でも自分も力で対応できるようにすることも大事だと思う。
- ・まずは法律の知識を持つこと。知識がないと自分の身を守るための道具がないようなものだから、一般常識の程度でもいいから法律の知識を持つ。
- ・消費者として、複数の法によって詳しくどのような場合も守られていることを、授業を通してよく理解できた。将来自分が消費者として被害にあった場合は、それらを活用できるようにしたい。

9. 成果

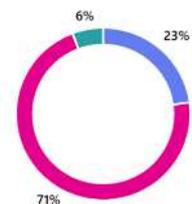
(問1) 弁護士の先生のお話を聞いて、法律のことがわかりましたか？

- ・法律（民法）のことがいままでよりわかった 71%
- ・法律（民法）のことがいままでより少しわかった 29%
- ・法律（民法）のことがあまりわからなかった 0%
- ・法律（民法）のことがぜんぜんわからなかった 0%



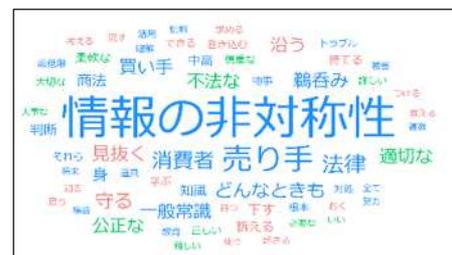
(問2) 今回の授業を踏まえて、消費者トラブルに巻き込まれたとしたら、どうしますか？

- ・行動しようと思う（自分で法律の知識を身に付けて対策を考える） 23%
- ・行動しようと思う（消費生活センターや弁護士に相談する） 71%
- ・行動しようと思う（友達に相談する） 6%
- ・行動しない（あきらめる） 0%



(単元終了後の生徒の感想)

生徒の感想をテキストマイニングして右に示す



消費者教育の単元を実践する前は、マルチ商法の仕組みについてすら知っている生徒は多くなかった。また、消費者問題を法律の側面から捉え直した場合、テレビ番組などを通じて法的に考える必要があることはわかっているが、具体的にどのような手順で考えるのかを知っている生徒はほとんどいなかった。

授業終了後、生徒の感想や、アンケートの結果からすると、消費者が情報の非対称性により、売り手に比して弱い立場にあり消費者問題の被害者になりやすいことを理解することができていることがわかる。また、不法な契約の場合などに、自分で法律を学んだり、法律の専門家に頼っ

たりして、自分たちを守る必要性を感じている生徒の感想が多数見られた。

今回、法律の専門家である弁護士の先生による特別講座をしていただいたことで、「法律(民法)のことがいままでよりわかった」「法律(民法)のことがいままでより少しわかった」が、100%となった。事案を通じて、法律を適用する流れと、専門家による具体的な説明が、生徒の理解度を高めたのだと考えられる。

また、生徒たちの法学への興味・関心は高まっており、消費者トラブルに巻き込まれた際、「自分で法律の知識を身に付けて対策を考える」生徒が23%いた。また、「消費生活センターや弁護士に相談する」生徒が71%いた。今回の授業後のアンケートの結果から、生徒は、消費者トラブルに巻き込まれた際に、泣き寝入りすることなく、弁護士等に相談し行動しようと考えていることがわかる。

10. おわりに

消費者問題を通じて、法的に考える必要性和、市民社会における妥当な結論（みんなが納得する結論）を導き出す必要性を生徒が認識した。

弁護士の先生から、法律的な考え方を教えていただき、生徒は、民法を学ぶことへの関心を高め、また、法的に考えることの大切さを学ぶことができた。今後も、法律の専門知識と法的思考方法を教えていただける特別講師がいると、学習意欲が高い生徒たちのリーガルマインド（法的思考能力）を高めていけることがわかった。

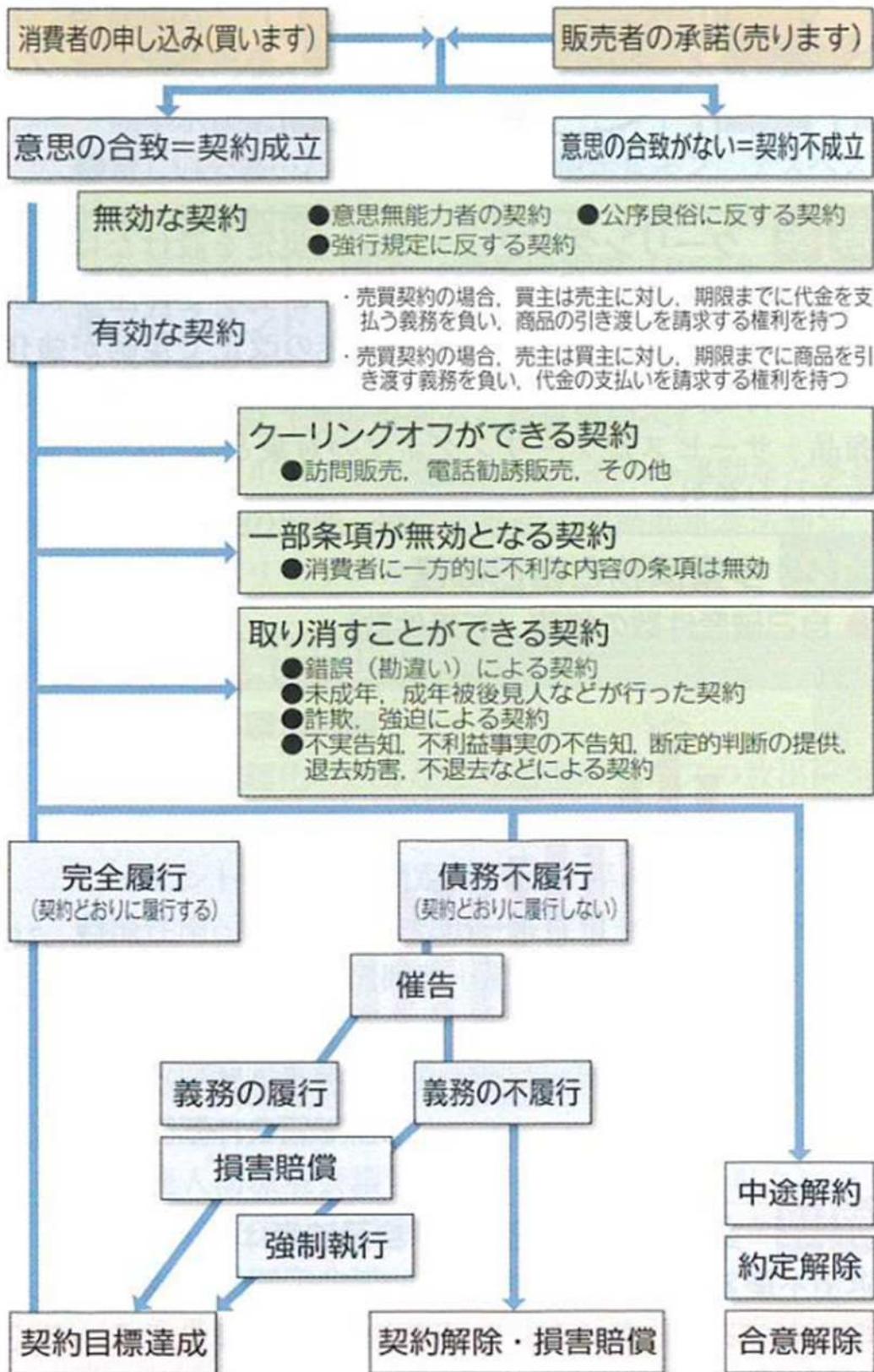
(参考文献)

- ・米倉明『民法の教え方 一つのアプローチ』（弘文堂，2001年）
- ・大村敦志『「民法0・1・2・3条」<私>が生きるルール』（みすず書房，2007年）
- ・大村敦志『リサとなかまたち、民法に挑む』（太郎次郎社，2015年）
- ・内田貴『民法Ⅰ～Ⅲ』（第4版）（東京大学出版会，2008年）

(参考資料)

- ・消費生活情報 あいち暮らしWEB「若者に多いトラブル事例」
<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/index.html>（2024年11月7日閲覧）

● 契約の流れ



(国民生活センター「くらしの豆知識」を参考に作成)

【事案1】について、教科書 p.100 を参考に、考えよう。

2週間前に高校時代の友人から電話があり、久々にレストランで会った。その際、「化粧品とビタミン剤を買って、友人を紹介するだけで収入になる。月20万円稼いでいる人もいる。商品代金のクレジットも簡単に返済できる。」と熱心に勧誘され、会員登録をして、化粧品30万円を契約した。2日後、商品と会員証、勧誘に使うパンフレットなどが届いた。早速、何人か友人を誘ってみたが、全く入会してもらえなかった。クレジットを支払えそうにもない。解約したい。(20代 女性 給与生活者)

引用先：https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/example/pdfs/01_01_gene_youth.pdf

	法的責任
相談者 (20代 女性)	

相談者は契約を解約できるか？	
----------------	--

相談者は契約を解約できるか？	
----------------	--

【事案2】について考えよう。

今年の3月31日に、結婚式場を予約した。式の日程は来年の2月16日で、見積額は約300万円だ。契約日に申込金10万円を現金で支払った。6月に、婚約者が妊娠していることがわかった。予定日は来年1月で、とても結婚式を挙げられなくなった。先日、式場に出向きキャンセルの相談をしたら、キャンセル料が20%かかるといわれ、驚いた。その日は、正式にキャンセルを申し出ずに帰宅した。契約書を確認すると、確かに解約料が20%かかると記載されている。キャンセル料を支払わずに、キャンセルしたい。子どもが生まれて落ち着いたとしても、キャンセル料を申し出た際の対応に不信感を覚えたため、この式場で結婚式を挙げるつもりはない。(20代 給与生活者)

引用先：https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/example/pdfs/01_01_gene_youth.pdf

	法的権利	法的責任
相談者 (20代 女性)		
結婚式場運営会社		

相談者は契約をキャンセル料を支払わずに、キャンセルできるか？ (理由も)	
---	--

【事案3】19歳の女性からの相談について考えよう。(振り袖販売・レンタル業者「はれのひ」をめぐるトラブル)

〔背景：高校生から勧誘する業界〕東京都内の新成人の人口は、ピーク時の1968年の35.2万人に比べ、2018年は11.9万人まで減少。着物業界は、成人式の振袖の契約を早く取り付けようと、高校生の

特別料金や「今だけお得キャンペーン」などをしてきた。前撮りや個人のサイズに合わせた仕立て作業もあるため、2年先の振袖でも全額入金を求められたり、キャンセル料が高かったりする。

〔事案〕

2018年1月8日。振袖のレンタルなどを行う神奈川県横浜市の業者が今日になって連絡が取れなくなった。これにより新成人が着付けできないトラブルが発生。その業者の名は…「はれのひ」。成人式当日になって、その事実が発覚した。当たり前に着るはずだった振袖が…ない。前代未聞の大騒動。一体なぜ、新成人たちは被害に遭ってしまったのか？

その成人式の10か月前。都内の専門学校に通う19歳の女性はこの日、振袖を着ての前撮り記念撮影。この振袖を選んだのはさらに半年前の2016年9月のことだった。高校を卒業して以来、自宅に振袖の営業電話が頻繁にかかって来るようになった。どこから番号を手に入れたのか分からないが、いくつもの業者からかかってきた。一生に一度の晴れ舞台。振袖を着て参加する新成人は多い。そして、彼女が選んだ業者は、横浜の本店をはじめ、八王子、つくば、福岡など全国に店舗があった「はれのひ」。どの店も繁華街の中心部にあり、契約者には髪飾りや草履、バッグなどがプレゼントされ事前の記念撮影や当日の着付け、ヘアメイクも無料になるなど充実したサービスが人気の店だった。彼女は、「はれのひ八王子店」へ行った。店員はすべて女性。感じも良かったのでこの店で振袖をレンタルすることに。レンタル料金、22万2048円…それを1週間以内に振り込む。式の当日は、この店でヘアメイクと着付けをしてもらえるとのことだった。

そして成人式の10か月前に前撮りという事前の記念撮影をしていたのだ。娘の晴れ姿をお父さんにも見せたかったと言う母親。実は、父親は数か月前に他界していた。彼女は晴れ着姿を見せることができなかったという思いはあったが…地元友人と久しぶりに会えるのが楽しみだった。ところが…彼女が契約した「はれのひ」は新成人の思いを裏切る。

引用先：<https://www.ntv.co.jp/gyoten/articles/324vxj1r0oyx6u12mmv.html>

	法的権利	法的責任
相談者 (19歳の女性)		
振袖のレンタル業者「はれのひ」		

相談者は契約を解除できるか？ (理由も)	
-------------------------	--

相談者(19歳の女性)がとれる法的手段？	
----------------------	--

この事案を消費者市民社会のみんなが解決する方法は？	
---------------------------	--

【最後の質問】晴れ着のレンタル契約をするなど、長期的な契約を締結する際はどんな点に注意すればよいですか

年 組 番 (名前)